

岩手県告示第348号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第562号）で公示した公共測量を終了した旨岩手町長から次のとおり通知があった。

令和3年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手郡岩手町水堀地区及び川口地区ほか
- 2 実施した期間 令和2年6月18日から令和3年3月16日まで
- 3 実施した公共測量の種類 修正数値図化レベル2500